

技術基準との整合確認書

資料 4 - 1 3

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 3	箇条 3 一般的要求事項 変圧器は、通常の使用状態において、使用者又はその周囲に危険をもたらさないように設計及び組み立てられていなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 5 5.2 箇条 8 8.1 8.2 8.3 8.4 箇条 9 箇条 13	箇条 5 定格 5.2 定格二次短絡電流は、50mA を超えてはならない。 箇条 8 電気特性 8.1 定格無負荷出力電圧と定格出力電流との積又は積の和が 2 500 VA を超えてはならない。 8.2 無負荷出力電圧は、定格無負荷出力電圧の 110 %又は関連する定格範囲の上限値を超えてはならない。 8.3 変圧器を定格周波数の定格供給電圧に接続しているとき、規定する最高温度を超えるほどの短絡電流が流れてはならない。 8.4 変圧器の短絡電流は、定格二次短絡電流の+5 %又は 2 mA の大きい方を超えてはならない。 箇条 9 磁気影響 規定の鋼鉄板を変圧器の支持表面の下で変圧器より 20 mm 離れた位置に設置した状態で、定格周波数の定格供給電圧における通常負荷に相当する入力電流が 5 %を超えて変化してはならない。 箇条 13 直列コンデンサへの電圧	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				13.3	13.3 直列コンデンサにかかる電圧は、コンデンサの定格電圧を超えてはならない。	
				13.4	13.4 異常作動において、各コンデンサにかかる電圧は、規定の試験電圧を超えてはならない。	
				箇条 16	箇条 16 構造	
				16.1	16.1 変圧器は、本質的耐短絡変圧器でなければならない。	
				16.4	16.4 設定装置、手動スイッチ、及び漏電スイッチを変圧器に組み込む場合、これらは入力回路に組み込まなければならない。	
				箇条 17	箇条 17 導体の接続	
				17.1	17.1 変圧器の入力巻線及び出力巻線は、ねじ、ナット、ねじなし端子などの効果的な手段で接続できる端子、又は適切な可とうの口出し線をもたなければならない。	
				17.3	17.3 ねじ端子は、適切な導体の接続が確実に行えるものでなければならない。	
				17.4	17.4 ねじなし端子は、適切な導体の接続が確実に行えるものでなければならない。	
				箇条 18	箇条 18 接地手段	
				18.2	18.2 出力巻線を金属外郭に接続する機器組込形変圧器は、接地端子をもたなければならない。	
				18.4	18.4 電氣的接続は、緩みがないように十分に固定し、工	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				附属書 B B.2 B.3	具なしで緩めることができてはならない。ねじなしの端子については、クランプが意図せずに緩んではならない。 附属書 B ロ出し線付きの変圧器 B.2 X 形取付方法でのコード止めは、規定のとおり設計しなければならない。 B.3 M 形及び Y 形取付方法でのコード止めは、規定のとおり設計しなければならない。	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 13 13.1 箇条 22A	箇条 13 直列コンデンサへの電圧 13.1 直列コンデンサをもつ変圧器は、一次巻線に温度過昇防止装置又は同様の装置を接続しなければならない。温度過昇防止装置は、規定の最高巻線温度に達する前に作動しなければならない。 箇条 22A 出力巻線を接地する変圧器の保護回路（全細分箇条を含む。） 出力巻線を接地する変圧器は、適切な保護回路をもたなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 7 7.1 7.2	箇条 7 表示 7.1 必須表示 変圧器の表面の見えやすい箇所に製造業者名、定格電圧・電流等を表示しなければならない。 7.2 該当する場合に表示する事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項 続き		取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.4 箇条 17 17.4 附属書 B B.4A	変圧器の表面に、定格最高作動温度、定格最高周囲温度等を表示しなければならない。 7.4 独立形変圧器の場合には、“危険電圧”の記号、出所表示、製造業者のモデル番号又は形式名、及び該当する場合には保護等級コードを表示しなければならない。 箇条 17 導体の接続 17.4 ねじなし端子は、固定配線への接続及び使用者によって交換を意図した端子では、端子に適合する導体径及び電線種別などを表示しなければならない。 附属書 B 口出し線付きの変圧器 B.4A 口出し線に用いる電線 接地用の口出し線は、緑と黄との配色によって識別、又は接地用である旨を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 16 16.5.2 16.5.4 箇条 17	箇条 16 構造 16.5.2 耐熱性 独立形変圧器の外郭について、金属材料を用いる場合は、腐食に対して保護しなければならない。 16.5.4 非金属外郭 非金属外郭をもつ独立形変圧器は、規定の熱サイクル試験を実施後、規定の要求事項に適合しなければならない。 箇条 17 導体の接続	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				17.3 17.4 箇条 18 18.5 箇条 22	17.3 ねじ端子は、耐食性のある端子でなければならない。 17.4 ねじなし端子は、耐食性のある端子でなければならない。 箇条 18 接地手段 18.5 接地端子の全部分は、接地導体との接続、又は接地導体と接続しているその他の金属との接続によって生じる電食の危険を最小限にしなければならない。 箇条 22 耐食性 腐食によって変圧器の安全性が劣化する可能性がある鉄製部品は、十分なさび止めを施さなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 12 12.1 箇条 14	箇条 12 保護等級 12.1 独立形変圧器は、JIS C 0920 に規定された IP20 以上の保護等級を備えなければならない。 屋外で用いる変圧器は、JIS C 0920 に規定された IPX3 以上の水の浸入に対する保護等級を備えなければならない。 箇条 14 耐湿性 通常使用で想定される湿度に対して、変圧器は防湿でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものと	■該当 □非該当	箇条 3	箇条 3 一般的要求事項 変圧器に組み込まれているコンデンサ及び他の部品は、該当する JIS の要求事項に適合しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き		する。		箇条 11 11.2 箇条 16 16.5 16.5.2 16.6 箇条 17 17.3 17.4 箇条 18 18.5 箇条 21	箇条 11 耐久性 11.2 変圧器の巻線は、規定の耐熱試験に耐えなければならない。 箇条 16 構造 16.5 独立形変圧器は、十分な耐熱性をもつ外郭でなければならない。 16.5.2 耐熱性 劣化によって変圧器の安全性を損なう可能性のある非金属材料は、耐熱性をもたなければならない。 16.6 電源遮断用のインタロックスイッチは、100 回作動した後、開閉機能を維持できなければならない。 箇条 17 導体の接続 17.3 ねじ端子は、耐熱性等のある端子でなければならない。 17.4 ねじなし端子は、耐熱性等のある端子でなければならない。 箇条 18 接地手段 18.5 接地端子のねじ及びその他の部品は、黄銅、耐腐食性の金属を用いるか、又は表面を耐せい（鍍）材料で覆わなければならない。 箇条 21 絶縁材料	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				21.1	21.1 耐トラッキング 絶縁部品の材料は、粉じん及び湿度に対して保護していない限り、耐トラッキング性がなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 12 12.1 箇条 16 16.6 附属書 B B.2	箇条 12 保護等級 12.1 独立形変圧器の充電部は次によってだけ触れることができるように設計しなければならない。 一 鍵又は工具の使用 一 保護外郭を開けることで作動するインタロックスイッチによって、電源から切り離れた後 箇条 16 構造 16.6 電源遮断用のインタロックスイッチをもつ場合には、このスイッチの充電部は、突発的接触に対する有効な保護（カバーなど）をもたなければならない。インタロックスイッチが“オフ”の状態で、保護（カバーなど）が開放されているとき、特別な附属品（保守用の特殊工具など）の補助がない限り、“オン”の位置に移動してはならない。 附属書 B 口出し線付きの変圧器 B.2 X 形取付方法で、コード止めのクランプねじが可触である、又は可触金属部品と電氣的に接続している場合、ケーブル又はコードはクランプねじに接触させてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				B.3	B.3 M 形及び Y 形の取付方法で、コード止めのクランプねじが可触である、又は可触金属部品と電氣的に接続している場合、ケーブル又はコードはクランプねじに接触させてはならない。	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 13 13.2 箇条 16 16.2 箇条 18 18.1 18.2 18.4 18.6	箇条 13 直列コンデンサへの電圧 13.2 コンデンサには、放電抵抗器を付けなければならない。 箇条 16 構造 16.2 変圧器の金属外郭は、接地端子に接続しなければならない。 箇条 18 接地手段 18.1 独立形変圧器の鉄心及び金属外郭は、接地端子又は接地用口出し線に確実に接続していなければならない。 18.2 出力巻線を金属外郭に接続する機器組込形変圧器は、出力巻線及び金属外郭を接地端子に接続しなければならない。 18.4 1 個の接地端子をもつ変圧器の場合、その端子は変圧器の接地だけに用いなければならない。 18.6 規定の試験を実施したとき、接地用端子又は接地用口出し線と、各可触金属部分及び鉄心との間の抵抗値は、いかなる場合でも 0.5 Ω を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 10	箇条 10 加熱	
				10.2	10.2 規定の試験を実施し、変圧器が安定状態に達した後に、温度は規定する通常作動状態及び異常作動状態における最高温度を超えてはならない。	
				箇条 15	箇条 15 絶縁抵抗及び耐電圧（全細分箇条を含む。） 変圧器は、規定の絶縁抵抗及び耐電圧試験に耐えなければならない。	
				箇条 17	箇条 17 導体の接続	
				17.3	17.3 ねじ端子は、適切な絶縁材料でなければならない。	
				17.4	17.4 ねじなし端子は、適切な絶縁材料でなければならない。	
				箇条 20	箇条 20 沿面距離及び空間距離	
				20.1	20.1 入力回路 変圧器の入力回路の沿面距離及び空間距離は、規定する数値以上でなければならない。	
				20.2	20.2 出力回路 出力回路の異なる極性の充電部間等の沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。	
				附属書 B	附属書 B ロ出し線付きの変圧器	
				B.2	B.2 X 形取付方法でのコード止めは、次のとおり設計又は設置しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				B.3 <		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				16.5 16.5.3 箇条 21 21.2	16.5 独立形変圧器は、十分な耐火性をもつ外郭でなければならない。 16.5.3 耐火性 外部の接触可能な絶縁材料は、試験温度 650℃のグローワイヤ試験に適合しなければならない。 箇条 21 絶縁材料 21.2 巻線を除き、充電部を所定位置に支持する絶縁部品は、試験温度 650℃のグローワイヤ試験に適合しなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 10.2	箇条 10 加熱 10.2 規定の試験を実施し、変圧器が安定状態に達した後に、温度は規定する通常作動状態及び異常作動状態における最高温度を超えてはならない。	
第 十 一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 3	箇条 3 変圧器は、通常の使用状態において、使用者又はその周囲に危険をもたらさないように設計及び組み立てられていなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 16	箇条 16 構造	
				16.5	16.5 独立形変圧器は、十分な機械的強度をもつ外郭でなければならない。	
				箇条 17	箇条 17 導体の接続	
				17.3	17.3 ねじ端子は、十分な機械的強度をもつものでなければならない。	
				17.4	17.4 ねじなし端子は、十分な機械的強度をもつものでなければならない。	
				箇条 19	箇条 19 ねじ、通電部及び接続	
				19.1	19.1 ねじ、通電部及び機械的接続は、これらの故障によって変圧器の安全性を損なう可能性がある場合には、通常使用で生じる機械的ストレスに耐えなければならない。	
				附属書 B	附属書 B 口出し線付きの変圧器	
				B.0A	B.0A 一般事項 電源供給コードをもつ変圧器に対しては、変圧器本体内で接続している導体がねじれを含む張力から緩和されるように、かつ、導体の絶縁を摩耗から保護するように、コード止めを備えなければならない。	
				B.4	B.4 コードの引張り試験中、ケーブル又はコードが長さ方向に 2 mm を超えて移動してはならない。導体も端子内で 1 mm を超えて移動してはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 10 10.5	箇条 10 加熱 10.5 加熱試験において、変圧器から、混合物が漏れ出たはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 3	箇条 3 一般的要求事項 変圧器は、通常の使用状態において、使用者又はその周囲に危険をもたらさないように設計及び組み立てられていなければならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 3	箇条 3 一般的要求事項 変圧器は、通常の使用状態において、使用者又はその周囲に危険をもたらさないように設計及び組み立てられていなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 22A 22A.4	箇条 22A 出力巻線を接地する変圧器の保護回路 22A.4 地絡又は開路によって変圧器の保護装置が作動した後で、主電源スイッチを遮断するまでの間、保護装置は、そのままの状態を維持しなければならない。主電源スイッチを再びオンにした場合、保護装置は、自動的に復帰しなければならない。復帰時に、まだ地絡又は開路が存在する場合は、保護回路が 22Aa.6.3 又は 22A.7.3 に従って作動しなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 17 17.2 17.3	箇条 17 導体の接続 17.2 入力側の端子は、規定する公称断面積をもつ導体を接続できなければならない。 17.3 ねじ端子は、適切な断面積の導体を接続できなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 六 条続き		異常な電流に耐えることができるものとする。		17.4 箇条 18 18.3 附属書 B B.4A	17.4 ねじなし端子は、適切な断面積の導体を接続できなければならない。 箇条 18 接地手段 18.3 接地端子は、規定の太さの導体が接続できなければならない。 附属書 B 口出し線付きの変圧器 B.4A 口出し線に用いる電線 口出し線に用いる電線は、規定の導体の断面積をもたなければならない。	
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	—	—	J55001 等の規格を適用する。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 7	箇条 7 表示	
				7.1	7.1 必須表示 変圧器の表面の見えやすい箇所に、容易に消えない方法で規定の事項を表示しなければならない。	
				7.2	7.2 該当する場合に表示する事項 変圧器の表面の見えやすい箇所に、容易に消えない方法で規定の事項を表示しなければならない。	
				7.4	7.4 独立形変圧器の場合には、工具なしでは取り外すことができない変圧器の外郭となる外部表面に規定の事項を表示しなければならない。	
				7.6	7.6 表示は、耐久性があつて、規定の試験後に判読可能でなければならない。	
				箇条 10	箇条 10 加熱	
				10.4	10.4 加熱試験後に変圧器が室温まで冷却された後も、表示は判読可能でなければならない。	
第 二 十 条第1項	表示等（長期使用製品安全表示	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによ	☐ 該当 ☒ 非該当	附属書 B	附属書 B 口出し線付きの変圧器	—
				B.4A	B.4A 口出し線に用いる電線 口出し線に用いる電線は、容易に消えない方法で接地用である旨を表示しなければならない。	
第 二 十 条第1項	表示等（長期使用製品安全表示	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによ	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き	制度による表示)	る。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のもの)に限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8109:2016

規格名：ネオン変圧器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）製造年 （ロ）設計上の標準使用期間 （ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—